

社会的責任の分野における標準化に関する
国際労働機関と国際標準化機構との間の
覚書

職場における権利、雇用促進、社会的保護、社会的対話などに関連した、社会的責任（以下、“SR”という）の分野を特徴づける義務及び公約を設定し監督するのは、雇用主及び労働者を代表する団体とともに、政府及び政府間機関の役割であることに同意し、

国際労働機関（以下、“ILO”という）が、特に職場における権利、雇用促進、社会的保護及び社会的対話に関連した国際的な労働基準（以下、“国際労働基準”という）を設定し監督する資格のある国際的に認められた代表機関であり、また「多国籍企業及び社会政策の原則に関する三者宣言」、「労働安全衛生マネジメントシステム指針」などの、特に企業、その他団体が自主的に使用する文書も作成している事実を認識し、

国際標準化機構（以下、“ISO”という）が、148 カ国の国家規格協会のネットワークを擁する非政府機関として、社会的責任の分野における国際規格の作成を決定したことを考慮し、

及び

社会的責任の分野における ILO 及び ISO の協議及び協力を管理するのに資する協定を結ぶことは、双方の利益に適うものであることに留意し、

ILO 及び ISO（以下、“両当事者”という）は、ここに次のとおり合意する。

第 1 条
目的及び範囲

1.1 目的: 本覚書は、SR の分野におけるすべての ISO 国際規格及びそれに関連したすべての ISO の活動が、職場における基本的権利など、世界全域での国際労働基準の適用と合致し、これを補完することを確実にするために、両当事者の間に協力関係を構築することを目的とする。

1.2 但し書: 下記に定めるように、ILO の協力は、第 2 条のすべての条項を尊重した ISO の決定に従うものとする。それには、ISO SR 国際規格の作成プロセスにおいて、国際規格の委員会原案、照会原案又は最終国際原案（CD、DIS、FDIS）が、国際労働基準、実施手続きの分野など ILO の管掌事項を含む諸事項（以下、“ILO 事項”という）に関連するすべての要素に関係するものである場合には、ILO に全面的かつ正式な支持を求める前に、投票及び／又はコメントのために配布されないこと、また、ILO がこの支持を行わない場合、ILO のコメントを、すべての ISO 正式加盟国、社会的責任に関する ISO 作業グループ（以下、“SR 作業グループ”、又は“WG”という）の D リエゾン組織及び技術管理評議会に伝達することを含む。

1.3 **範囲**：両当事者間の協力分野には、SR の分野における ISO 国際規格の作成、発行された SR に関する ISO 国際規格の普及、支援、評価及び承認に関する活動及び普及のための出版物、並びにかかる ISO 国際規格の確認、改正又は廃止のための定期見直しが含まれる。本協力は、国際労働基準及び ILO 文書の解釈及び適用に関係するすべての ILO の管掌事項に関する諸事項を含む。

第 2 条 了解事項

両当事者は、次のとおり合意する。

2.1 社会的責任の分野で作成される指針及びその他の ISO 国際規格で ILO 事項に関係するものは、ILO 文書に組み込まれた国際労働基準の規定の目的及び意図、並びに ILO の管轄する機関による基準の解釈と全面的に合致し、国際労働基準の規定を決して損ねるものではなく、また ISO SR 国際規格の作成に関連する ISO 手続きでは、次の事項を提供する。

2.1.1 SR 作業グループ (WG) 及びそのすべての TG 内部での確認を行うために、配布する前に、ILO 事項に関するテキスト案の要素を両当事者は協議によって特定し、時宜を得た方法で提供され、ILO の確認及び／又はコメントの対象としなければならない。また、ISO の要請により、ILO のコメントは、そのような事項とともに WG 又は関連する TG 内部に配布される。

2.1.2 委員会原案、照会原案又は最終国際原案 (CD、DIS、FDIS) は、これら規格案 (CD、DIS、FDIS) の投票及び／又はコメントのための配布の前に、これら規格案の要素で ILO 事項に関係するものに関しては、ILO の全面的かつ正式な支持を求める配布前プロセスの対象となる。

2.1.3 第 2.1.2 項の支持を ILO が行なわなかった場合、ISO 正式加盟国による投票の前に、ISO 規格案 (CD、DIS、FDIS) とともに、この規格案に対する ILO のコメントは、ISO のすべての正式加盟国、SR 作業グループの D リエゾン組織及び技術管理評議会に配布される。

2.2 SR に関する ISO 国際規格の普及、支援、評価、並びに承認に関する ISO のすべての活動及び／又は出版物は、それらが ILO 事項に関係する範囲において、

2.2.1 国際労働基準の規定の目的及び意図、並びに ILO が管轄する機関による解釈に従って、国際労働基準に対する一層の認識と幅広い順守を促進する。

2.2.2 国際労働基準の適合を確実にする上で、政府の役割を補完する。

2.2.3 種類及び規模に関わりなく、無差別な適用を認める。

2.3 ILO が採択した国際労働基準は、SR の分野における ISO 国際規格の作成、普及、支援、評価及び承認、又はその定期見直しに関して対立が生じた場合、並びに ISO がその規格との関係で協力する民間イニシアチブと ILO 事項との関係で対立が生じた場合、優先される。

2.4 社会的責任の分野における ISO の活動は、代表制の政治的又は法的プロセスを通じてのみ解決されるべき ILO 事項を取り上げることを避け、これらの ILO 事項の確認については、両当事者が協議することに合意する。

第 3 条 情報交換

ILO 及び ISO は、情報、出版物及び文書の交換の手続きを定め、またこの協定の目的を達成するために必要に応じて開く今後の会合の予定について、相互に通知しなければならない。

第 4 条 相互協議

ILO 及び ISO は、本協定の相互達成を推進することを目的として、共通の関心事に係る活動について必要に応じ定期的な協議を継続する。

第 5 条 参加

両当事者は、ISO が、すべてのサブグループを含む SR 作業グループ、及び SR の分野における ISO 国際規格に関係する他のすべての ISO の活動に対する ILO による全面的な参加、並びに、ILO の要請に応じて、適切な ISO メカニズムを通じた三者構成による参加を提供することに合意する。

第 6 条 社会的責任の分野における ISO 国際規格の作成における具体的な協力分野

両当事者は、次のとおり合意する。

6.1 ISO は、SR の分野における ISO 国際規格の作成において、ILO 文書の条項が権威ある最も信頼のおける出典として、また国際労働基準に関する要素の最低限基準として、使用されることを保証するものとする。

6.2 ILO は、その三者構成（労働者、使用者、政府）を通じて、また、ILO 文書との関連で、これら文書を作成し適用する三者構成プロセスなどの専門知識を共有することによって、

国際労働基準など ILO 事項に関係がある ISO 規格の要素の作成に情報を提供し導く。

- 6.3 第 6 条及び第 1 条 2 項、第 2 条 1 項の効果的な実施を保証するために、国際規格の作成の開始の前に、作業手続き及びメカニズムが確立される。

第 7 条

SR の分野におけるあらゆる国際規格の作成における具体的な協力分野

国際労働基準及び慣行を含む、ILO 事項が関与する SR の分野における ISO 国際規格又は他の発行物を作成する場合において、両当事者は次のとおり合意する。

- 7.1 両当事者は、SR に関する ISO 国際規格の普及、支援、評価及び承認に関する活動及び／又は出版物が ILO 事項に関係している場合、現行の協議及び協力を実施し、並びに第 2 条に定めた了解事項の実施に必要な対策を採用する。
- 7.2 両当事者は、規格の確認、改正又は廃止のプロセスに関わるものを含む、SR の分野における国際規格の定期見直しの場合には、いかなる場合にも、本協定の条項、特に第 2、5、6 条に必要な変更を加えて適用する。

第 8 条

作業取決め

ILO 事務局長及び ISO 事務総長又はその正式な委任を受けた代表者は、本覚書の規定の実施のため、適切な作業取決めを作成することができる。

第 9 条

その他の規定

両当事者は、次のとおり合意する。

- 9.1 この協定が定めている SR の分野におけるあらゆる国際規格の作成、普及、支援、評価及び承認、又は見直しに関連する ISO のプロセス若しくは活動への ILO の支援又は参加は、その ISO 国際規格又はその他のいかなる ISO の製品又は活動に対する ILO の具体的な支持を意味するものでもない。
- 9.2 本協定のいかなる規定も、書面による他方の当事者事前の同意を得ずして、一方の当事者が他方の当事者のロゴを使用することを許可していると解釈されてはならない。

第 10 条

- 10.1 本協定は、両当事者の正当に授権された代表者による署名の日が発効する。

2005-03-04

- 10.2 両当事者は、この協定でのコミットメントに関して生じる見解の不一致や紛争については、非公式協議によって友好的に解決するようあらゆる努力を払わなければならない。
- 10.3 両当事者がこの協定の第 6 及び 7 条に基づき他の協力メカニズムを定めたとき、又は他の協力分野を定めたときには、本覚書の不可分の一部として添付される別文書に、それらを規定しなければならない。
- 10.4 本覚書の終了は、書面による 90 日前の事前の通知によって、いつでも解除することができる。
- 10.5 本覚書は、両当事者の関係構成団体に通知されなければならない。

署名

Kari Tapiola

(カリ・タピオラ)

常務理事

ILO 事務局長代理

2005 年 3 月 4 日

署名

Kevin McKinley

(ケビン・マッキンリー)

事務局次長

ISO 事務局長代理

2005 年 3 月 4 日